

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和3年9月21日(火) 午後2時25分～午後2時46分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(9番) 柳沢 英希、 副議長(3番) 杉浦 康憲、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 7番 長谷川広昌、
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 高浜市議会議員政治倫理条例施行規程について
- 2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 高浜市議会議員政治倫理条例施行規程について

委員長 このことについて、先ほどの本会議で、高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正案が可決されました。条例の一部改正に合わせ、施行規程を制定する必要がありますので、施行規程についての協議をお願いいたします。

施行規程につきましては、これまで条例改正案とあわせて以前御協議いただきましたが、9月定例会に議員提案されました条例案との整合性を図り、また、文書法規担当と検討した結果、これまで協議していただいた規程案から若干の修正を加えた規程案を資料のとおり作成いたしました。それでは、事務局より資料の説明を求めます。

説（事務局長） それでは、高浜市議会議員政治倫理条例施行規程案について

御説明を申し上げます。まず、市政クラブ案からの主な修正点を御説明いたしますので、事前に配付をさせていただいております資料の、新旧対照表の3ページ中段をごらんいただきたいと思います。

初めに、第4条、審査請求の却下等のところになりますけれど、市政クラブ案では、第1項に審査請求を却下する場合を各号で規定をしておりましたが、条例に組替えしたことに伴いまして、削除するとともに、第1項中の文言を修正いたしております。

続きまして、6ページをごらんください。6ページの中段の第11条のところにあります、公表の方法等の第1項の、及び条例第9条第2項等、それから、の方法、それから第2項の、第8条第1項の規定により提出されたを削除をしまして、第12条、委任を雑則に修正をいたしております。主な修正点は、以上でございます。

それでは、今の修正点を加味しまして、最終案について御説明を申し上げますので、これも事前に配付をさせていただいております施行規程案をごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条、趣旨では、高浜市議会議員政治倫理条例の施行に関し、必要な事項を定めるとしております。

第2条、実質的な経営の範囲等では、条例第3条第1項第6号に規定する実質的に経営に加わっているに、該当する場合及び、条例第3条第1項第6号に規定する企業の範囲を定めております。

次に第3条、審査請求の手続では、条例第4条第1項にある、名簿登録者等の用語及び、市民及び議員が審査請求する場合の様式をそれぞれ定めています。

また、第3項から第6項では、市民が審査請求する場合の連署について、その様式や期間等を定めています。

第4条、審査請求の却下等では、審査会から審査請求を却下すべき旨の審査結果が報告された場合の様式等について。

第5条では、審査会は、委員長が招集すること。

第6条、審査会の委員長等では、委員長及び副委員長の役割について、それぞれ定めています。

第7条、誓約書の提出では、審査会の委員に指名された委員及び調査のため招集されたものは、速やかに誓約書を議長に提出することといたしております。

第8条では、審査会の委員の除斥について。

第9条では、審査事案に対する弁明の機会の付与について定めています。

第10条、審査結果の報告では、審査結果の報告の様式を定めるほか、審査の結果、関係議員に政治倫理基準に違反する事実があると認められるときは、議長への報告に講ずるべき措置の意見を付することといたしております。

第11条、公表の方法等では、市のホームページや市議会だよりへ掲載するほか、弁明書等についてもあわせて公表することといたしております。

第12条では、雑則として、この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が定めるとしてあります。なお附則において、この規程は、条例改正の施行日から施行することといたしております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明について、各会派の意見をお願いいたします。

2番、神谷直子委員。

意(2) 細かいことがもし仮に何か出てきたようなことがあれば、この規程に書いてないような細かいことがもしあれば、それも全部審査会内で決定していただいて運営していただければ良いと思ってこの案にしてありますので、ぜひ御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 次に公明党さん。13番、今原ゆかり委員。

意(13) こちらの案で結構です。

委員長 次に、新政会さん。8番、黒川美克委員。

意(8) この案で結構です。

委員長 次に共産党さん。15番、内藤とし子委員。

意(15) 共産党としては、やはり先ほど言ったように、期限が定められていないことなど、まだこの規程の中にも不十分な点がありますので、やはり、これはもしそういう面があったら、後からでもやれば良いというお話でしたが、やはり、きちんと明記しておかないと、いろんな問題が起こると思いますので、最初から明記することが大事だと思いますので、賛成できません。

委員長 次に、参考までに青政会さん。6番、柴田耕一議員。

意（6） この案で結構です。

委員長 次に高志クラブさん。5番、岡田公作議員。

意（5） この案でお願いします。

委員長 次に高浜市民の会さん。16番、倉田利奈議員。

意（16） 先ほどの関連するんですけど、最初の主旨のところ、第10条の規定に基づきってということで、第10条が、議長が定めるって書いてあるので、定めることが、この規定になるっていうのは、何かちょっと違和感がありまして。この条例だけを見て例えば市民の方が、政治倫理審査会を設置してほしいと思ってこれを読んだときに、議長が定めるというふうになっているので、第10条で。そうすると議長が定めるんだな、これについてないことはってなると、なかなか規程まで調べようということにならないと思うんですね。それを考えるとちょっとこの最初の主旨のところ、すごく何か規定として不自然かなというのと、あと最後の雑則っていうふうに、第12条になってるんですけど、第12条。

しゃべってよろしいですか。今、不規則発言がいっぱいあったんですけど、いいですか。いいですか、しゃべっても。

委員長 どうぞ。

意（16） 第12条で、この規程に定めるもののほか必要な事項は議長が、今度はここに別に定めるってなってるんですね。ということは、別に何かないといけないうってなっちゃうので、そこもちょっと、この条例と規程で、不自然かなっていうところで、整合性をやはり図ったほうがいいかなと思っております。

それからやはりですね、先ほど、共産党さんも言われたんですけど、その事項が起こってから、1年とかいうふうに期限を決めなければ、先ほどね、それは審査会で決めるって言ったんですけど、1年半だったらいいのか、1年5か月は駄目なのかとか。その辺りが、やはりですね、その審査会の設置によって変わってきちゃうんですね、審査委員によって。なので、やはりそこは、あらかじめどこかで決めるべきだと思いますし、あと縦覧におきましても、私はですね、これは議員の今後の活動が制限される可能性も出てくるような審査結果になった場合ですね、非常に重いものだと思いますので、そういう意味でも、

やはり縦覧期間をきちんと設けたほうが、これは市民にとってもいいと思いますので、その辺りをぜひとも御議論いただけるといいと思います。以上です。

委員長 今、一通り各会派の意見を伺いました。改めてまだ御意見があればお願いいたします。

意（12） 共産党さんと、それから、市民の会さんのほうから、もっと詳しく施行規程を定めたらどうかという御意見だと思いますけども、この施行規程はですね、じゃ、これはどうするんだ、あれはどうするんだ、細かく規定するということは、非常にいろいろ皆さん方の御意見が違うように、規定をここに盛り込むということは、非常に難しいということであります。ですから、審査会に委ねるという緩やかな文言にしてあるのも、皆さん方からそれぞれの立場から意見が出たときに、じゃあこれはどうしよう、ああしようという、審査会の中で御議論いただくのが一番いいのかなと、そんなふうに思っておりますので、これ以上詳しくああだこうだと事例を挙げながら、この施行規程に盛り込むのは非常に難しいと思うし、この市政クラブ案で、私は十分対応できるのではないかと考えております。

委員長 はい、ほかに。

意（2） 何度も縦覧のお話が出ておりますけれども、何度も申し上げますように、リコールを決定する署名と、この審査会を開いてほしいという署名は、全然重さが違いますし、ある地方自治体では、その縦覧をすることによって、プライバシーが明かされちゃって、その名簿を違うところの別の用途で使われてしまったっていうことも、新聞などでは報道されております。私どもはその縦覧は必要ないと思って、この規程を上げておりますので、もし、それが必要だと思うのであれば、そういう案を出していただきたく存じます。

委員長 はい、ほかに。

一つ確認をとります。今日これ、規程についてということで協議していただいていますけど、最初のほうで、市政クラブ案に対して文書法規の担当から若干修正ということであり、先ほど事務局長が説明したように、一部変更したとか、修正した箇所もあります。ですから、一応今回、今、御協議いただいて、内容については、あくまでも市政クラブ案というよりは、最終案というこ

とで進めていきますので、よろしくお願いたしたいと思います。

ほかに。

意（16） すいません。ちょっとこれ規程ではないんですけど、市政クラブさんが出したこの様式の誓約書なんですけど、誓約書の文面はちょっと私もこれ、いいのかなぐらいに思っていたんですけど、よくよくこれ見ると、この遵守し
の後の職務上知り得た云々、そこの制約しますの前までのこの文が、これイコ
ールこの前の政治倫理条例の第5条7項と8項のこと言ってるんですよ。そ
うすると国語的にすごくおかしくって遵守することと、また同じことを繰り返
して言っているの、第8項に基づきとかなら、まだちょっと文章も通じるの
かなと思うんですけど。遵守してまた同じことを遵守するのに、また同じこと
を書かれてるっていうのを、私はすごく違和感があるので、できればそこも、
これ私は要らないと思ってますけど、やるのであれば、その辺りも一度御検討
いただきたいなと思います。

委員長 はい。今、市政クラブ案についてということで、質問がありました。
それについては、神谷直子委員、いいですか。

意（2） 様式ですけれども、この、何に基づきと書かなければいけないのか
っていうところは、今、様式の何。誓約書ですかね、契約書。

委員長 誓約書。

意（2） 様式の5ですか。

委員長 誓約書、誓約書ですよ。

意（16） 様式5です。

意（2） 様式5。これを遵守し、この遵守するのは、そう遵守するんですけ
ど。誠実かつ公正にっていうところが、確かその5条の7項と8項になかった
と思うので。ないですよ。ないので、公正にっていうところを強く言いたいの
で、この誓約書になっております。

意（16） 公正には入っています、5条の8項に。ごめんなさい、公平。

意（2） ですから、公平も公正も違うと思って。ここには公正に。だから、
何党派だからその人の肩を持つとかではなくて、そうではないんだよって
いう誓約書を書いてほしいという意味が込められております。よろしくお願いま

す。

意（16） 別に私は意味ではなくて、その8項を遵守してということ、同じようなというか、まとめたような感じに書かれているので、8項に基づきってというふうになれば、私は問題ないかなとは思ってるので、一応それを提案したまでです。以上です。

意（2） いや、ごめんなさい。よく分からない。

委員長 ただいま各会派より御意見を伺いました。このまま協議を続けても、意見の一致が見られないため、採決をとらせていただきます。

採決の内容は、高浜市議会議員政治倫理条例施行規程について、最終案に賛成か否かであります。挙手は一人1回のみで、オブザーバーの委員の方は挙手しないでください。

それでは、ただいまから採決しますが、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、採決に入ります。高浜市議会議員政治倫理条例施行規程について、最終案とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 はい。挙手多数であります。よって高浜市議会議員政治倫理条例施行規程については、最終案とすることに決定いたしました。

2 その他

委員長 その他、皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 2 時 46 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長